

限定提供データ保護制度の概要と実務上の論点

弁護士 澤田 将史¹

はじめに

「限定提供データ」の不正な取得、使用、開示等を不正競争行為の対象に加えることを内容とする「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第33号)が、第196回通常国会において成立し、限定提供データに係る不正競争防止法(以下「法」という。)の改正部分については、令和元年7月1日から施行されている。

本稿では、同改正により導入された限定提供データ保護制度の概要を解説した後に、実務において問題となり得るいくつかの論点について検討を行う。

限定提供データ保護制度の概要

1. 改正の経緯等

AI・IoT・ビッグデータ等の新しい技術等が進展する第四次産業革命を背景として、データは企業の競争力の源泉としての価値を増していくと言われている。例えば、気象データ、地図データ、工作機械の稼働データ、消費動向データなどは、共有・利活用されることにより、新たな付加価値が生み出されている。このようなデータの流通を促進するためには、データの創出・収集・分析・管理等の投資に見合った適切な対価回収が可能な環境が必要である。

もっとも、このようなデータは複製が容易であり、一度不正に流通してしまうと一気に拡散して投資回収の機会を失ってしまうおそれがある。それにもかかわらず、データに対する法的保護は不

十分であったことから、データを安心して提供するために、データの不正取得等に対する法的措置の導入を求める意見が出されていた。

このような状況を受け、商品として広く提供されるデータやコンソーシアム内で共有されるデータなど事業者等が取引等を通じて第三者に提供するデータを念頭に置いて「限定提供データ」を定義した上で、その不正な取得、使用、開示等を不正競争行為とする限定提供データ保護制度が導入された。

限定提供データ保護制度に関しては、産業構造審議会不正競争防止小委員会において「各要件の考え方、該当する行為等の具体例を盛り込んだ分かりやすいガイドラインを策定すべき」との指摘があったこと等を踏まえ、経済産業省が「限定提供データに係る指針」(以下、「指針」という。)を策定している²。この指針は法的拘束力を持つものではなく、限定提供データ保護制度に係る法解釈は裁判所における司法判断に委ねられているが、まず実務においても参照されるべきものといえる。そのため、指針に基づいて、簡潔に限定提供データ保護制度の概要について解説する。

2. 限定提供データの意義

法2条7項は、限定提供データを「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。……)により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)」と定義している。また、法19条1項8号口は、「その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に

利用可能となっている情報と同一の限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為」を限定提供データに係る不正競争行為の適用除外としている。

これらの規定を踏まえると、限定提供データは、①業として特定の者に提供する情報として、②電磁的方法により相当量蓄積され、③電磁的方法により管理されている、④技術上又は営業上の情報であって、⑤秘密として管理されているものでなく、⑥無償で公衆に利用可能となっている情報と同一のものでない情報、と理解される。

① 業として特定の者に提供する情報(限定提供性)

限定提供性要件は、保護対象となる情報を一定の条件の下で相手方を特定して提供されるデータとするための要件である。「業として」については、実際に反復継続的に提供している場合のほか、実際には提供していない場合であっても、データ保有者の反復継続して提供する意思が認められるものであれば、これを満たす。「特定の者」とは、一定の条件の下でデータの提供を受ける者を指し、会費を支払えば誰でも提供を受けることができるデータを会費を支払って提供を受ける者も「特定の者」に当たる。

② 電磁的方法により相当量蓄積されていること(相当蓄積性)

相当蓄積性要件が設けられた趣旨は、ビッグデータ等を念頭に、有用性を有する程度に蓄積している電子データを保護対象とする点にある。この要件の解釈については後に詳細に述べる。

③ 電磁的方法により管理されていること(電磁的管理性)

電磁的管理性要件が設けられた趣旨は、データ保有者がデータを提供する際に、特定の者に対して提供するものとして管理する意思が、外部に対して明確化されることによって、特定のもの以外の第三者の予見可能性や、経済活動の安定性を確保する点にある。このような趣旨から、電磁的管理性要件を満たすためには、デー

タ保有者と当該保有者から提供を受けた者(特定の者)以外の者のアクセスを制限する技術が施されていることが必要である。具体的には、ユーザー認証(ID・パスワード、トークン、生体情報など)や専用回線による伝送がこれに当たる。

④ 技術上又は営業上の情報であること

「技術上又は営業上の情報」には、利活用がされ、又は期待される情報が広く該当し、違法な情報(児童ポルノ画像データ)やこれと同視し得る公序良俗に反する有害な情報(違法薬物の販売広告のデータなど)は「技術上又は営業上の情報」には当たらないとされている。

⑤ 秘密として管理されているものでないこと

「秘密として管理されているものでないこと」要件が設けられた趣旨は、営業秘密としての保護と限定提供データとしての保護の重複を避けるためとされている。この要件の解釈については、後に詳細に述べる。

⑥ 無償で公衆に利用可能となっている情報と同一のものでないこと

相手を特定せずに(公衆に)無償で提供されているデータ(オープンデータ)は、誰でも使うことができるものであるため、これと同一の限定提供データを取得等する行為については、不正競争行為の対象外とされている。

3. 限定提供データに係る不正競争行為の類型

限定提供データに係る不正競争行為は、データ提供者の利益の適切な保護とデータ利活用の促進のバランスを考慮して、正当な事業活動を阻害しない範囲で、「必要最小限の規律」³が設けられている。営業秘密保護制度と同様に、情報の取得者の属性により類型が分けられている。

① 不正取得類型(法2条1項11号)

データに対するアクセス権を持たない者が、窃取、詐欺、強迫などの刑罰法規に違反する手段やこれと同等の違法性を有する程度の公序良

俗に反する手段を用いて、電磁的管理(アクセス制限)を破り、限定提供データを取得する行為(不正取得)が不正競争行為に該当する。例えば、データにアクセスする正当な権原があるかのように装い、データのアクセスのためのパスワードを無断で入手し、データを取得する行為がこれに当たる。そして、不正取得者が不正取得後に限定提供データを使用・開示する行為も不正競争行為に該当する。

② 正当取得類型(法2条1項14号)

データ保有者から限定提供データに対するアクセス権を与えられた者(例えば、従業員、業務委託先、ライセンサーなど)が、不正の利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的(図利加害目的)で、保有者から許されていない態様で、その限定提供データを使用する行為(保有者のためにデータを管理するという委託信任関係に基づく任務に違反して行うものに限る)・開示する行為が不正競争行為に該当する。

③ 転得時悪意類型(法2条1項12号・同項15号)

限定提供データの転得者が、不正な経緯の存在(上記①の不正取得の介在、上記②の不正開示であること又はその不正開示の介在)を知りながら、限定提供データを取得する行為が不正競争行為に該当する。そして、取得時に悪意の転得者が限定提供データを使用・開示する行為も不正競争行為に該当する。

④ 転得時善意類型(法2条1項13号・同項16号)

限定提供データの転得者が、その取得時には、不正な経緯の存在を知らなかったが、事後的に不正の経緯の存在について知った場合に、当該転得者がその限定提供データを開示する行為が不正競争行為に該当する。取引の安全に配慮し、転得の際の取引によって与えられた権原の範囲内の開示行為は、適用除外とされている(法19条1項8号イ)。

4. 限定提供データに係る不正競争行為に対する救済措置

限定提供データに係る不正競争行為に対しては、差止・廃棄請求(法3条)、損害賠償請求(法4条)、信用回復等措置請求(法14条)が認められている。損害賠償請求に関しては、損害額の推定規定(法5条)の適用がある。

刑事罰については、データの取引実績が必ずしも十分でない中、刑事罰を導入すれば、データの利活用が萎縮するおそれ大きいとの意見が出されたことを考慮して、今回の改正では導入しなかったとされている⁴。そのため、今後のデータの取引実績の蓄積や限定提供データ保護制度の運用次第では、将来的に刑事罰が導入される可能性は否定できない。

限定提供データ保護制度に関する 実務上の論点

1. 相当蓄積性の解釈

指針では、相当蓄積性について、「『相当量』は、個々のデータの性質に応じて判断されることとなるが、社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有するものが該当する。その判断に当たっては、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案されるものと考えられる」とされているが⁵、具体例としては「原則として相当蓄積性を満たすと考えられる具体例」しか挙げられておらず、どのようなデータが相当蓄積性要件を満たさないのかは明らかではない。

相当蓄積性要件については、電磁的方法による蓄積、管理による付加価値が生み出されていないような規模にとどまる場合(例えば、合理的な範囲内の手作業でも到達し得る量の場合)にはこの要件を満たさないとの見解⁶もあるが、やはりこの要件の判断基準や外延の予測が困難であるとの指摘が多い⁷。

筆者としては、以下のとおり、相当蓄積性要件

については、厳格に判断する必要はないと考えている。

まず、限定提供データの保護については、主として規制されるべき行為態様に着目して保護範囲を調節する行為規制アプローチが採用されており、電磁的管理(アクセス制限)を突破する点に不正性が見出されているものと考えられる。そのため、保護客体の要件としてはアクセス制限に係る電磁的管理性が本質的な要件であり、相当蓄積性は本質的な要件ではないと考える⁸。

また、相当蓄積性要件の趣旨については、「ビッグデータ等を念頭に、有用性を有する程度に蓄積している電子データを保護対象とすることにある」(傍点は筆者による。)とされており⁹、この要件はデータの有用性を確保するための要件である。ここで、営業秘密については、有用性が要件とされているところ(法2条6項)、同要件については、「公序良俗に反する内容の情報……など、秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外した上で、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護する」ために設けられており、「秘密管理性、非公知性要件を満たす情報は、有用性が認められることが通常であり、また、現に事業活動に使用・利用されていることを要するものではない。同様に、直接ビジネスに活用されている情報に限らず、間接的な(潜在的な)価値がある場合も含む。」とされており¹⁰、実務的にも緩やかに有用性が認められている¹¹。限定提供データについては、秘密管理性・非公知性要件を満たす情報ほど典型的に商業的価値が高いとは言い難いものの、パスワード等のアクセス制限が付された形で特定の者に提供されるデータなどの限定提供性・電磁的管理性要件を満たす情報であれば、基本的には広い意味での商業的価値が存在し、有用性を有すると言っても差し支えないように思われる。

もっとも、「相当量蓄積され」との文言から、少なくとも「単体」のデータはこの要件を満たさないと考えざるを得ない¹²。何が「単体」のデータとして把握されるかは、当該データの利用方法や当該データを取引する者の認識などを踏まえ、判断されることになろう。例えば、1曲の楽曲デー

タは、楽曲を構成する個々の音というデータの集合体として見ることはできるが、楽曲として鑑賞することが想定される場合には、楽曲データ単位で「単体」として把握されるものと考えられることから、1つの楽曲データでは相当蓄積性要件を満たさず、楽曲データの集合体となっていてはじめて相当蓄積性要件を満たすことになろう¹³。

以上のとおり、限定提供データ保護制度の構造や相当蓄積性要件が設けられた趣旨を踏まえると、相当蓄積性要件については厳格に解釈する必要はなく、限定提供性・電磁的管理性要件を満たすデータの集合体については、基本的に相当蓄積性要件を満たすと考えてよいと考える。筆者としては、情報は複数集まって蓄積されることによって一般論としては価値は増すものであるし、そうした情報が電磁的に蓄積されることで、コンピュータ等を用いて比較、分類、その他の解析を行うことができるという価値が生まれることから、蓄積されたデータの量が合理的な範囲内の手作業で到達し得る量であっても、保護の対象からは除外すべきではないと考える。

2. 「秘密として管理されているものでないこと」の解釈

上記のとおり、限定提供データについては、「秘密として管理されているものでないこと」との要件が課されており、この要件が設けられた趣旨は、営業秘密としての保護と限定提供データとしての保護の重複を避けるためとされている¹⁴。

この要件については、そもそも必要性(重複保護を避ける必要があるのか)に疑問があるものの、仮に重複保護を避ける趣旨で要件を設けるのであれば、営業秘密に当たるものを除くという要件とするのが適切であった¹⁵。「秘密として管理されているものでないこと」と規定したために、以下のとおり、保護の間隙が生じるのではないかと、という問題が指摘されている。ある公知の情報が(営業秘密と同レベルに)秘密として管理されている場合に、当該情報は、非公知性要件を満たさないため、営業秘密に当たらないことは明らかであるところ、秘密として管理されているために「秘密として管理されているものでないこと」要件を満

たさないとすると、限定提供データにも当たらないということになってしまい、いずれの制度でも保護されないのではないか、という問題である(下図も参照)。

	公知 限定提供性 あり	非公知 限定提供性 あり	非公知 限定提供性 なし
秘密管理性 なし	限定提供 データ	限定提供 データ	保護されない
秘密管理性 あり	保護されない	営業秘密	営業秘密

↑
保護の間隙

条文の文言だけからすれば、このような帰結になってしまうように思われるが¹⁶、公知情報を秘密として管理していなければ限定提供データとしての保護を受けられるにもかかわらず、より厳重に秘密として管理していたがゆえに何の保護も受けられなくなるというのは妥当とは言い難い。

そのため、この保護の間隙を少なくする、あるいは、間隙をなくす解釈が唱えられている。例えば、公知となることを予定していない場合には、秘密管理を行っているとして解することで保護の間隙を少なくすることができるとの見解¹⁷、「秘密として」管理されている以上、管理される対象は秘密(非公知情報)でなければならないとの解釈を前提に、秘密管理と同レベルの管理が行われていても対象が公知情報である場合は、秘密として管理されているとはいえないとする見解¹⁸(この見解によれば、公知情報が秘密管理性要件を満たすことはあり得ないため、保護の間隙は存在しなくなる)がある。

筆者としては、この要件が設けられた趣旨からすれば、保護の間隙が生まれるのは妥当ではなく、また、厳重に管理をした場合に何の保護も受けられなくなるという不都合を回避すべきであるから、後者の見解が妥当であると考え¹⁹。したがって、公知情報について、営業秘密と同レベルの管理を行っていたとしても、「秘密として管理されている」ことにはならず、そのことをもって、限定提供データ該当性は否定されないと考える。

3. 限定提供データ保護制度の機能

法的保護が不十分なデータを保護するという議論の流れの中で限定提供データ保護制度が生まれたことから、営業秘密として保護されるデータと限定提供データとして保護されるデータは全く別物であるようにも見える。しかし、当初は営業秘密として管理をしていたデータについて、状況の変化を受けて、特定の者に提供する場合は、当該データは営業秘密から限定提供データに変化することになり、両者が連続性を持つ場合は想定される。このように、限定提供データとして保護される情報は、営業秘密として保護し得ない情報だけではない。

このような視点で見ると、限定提供データ保護制度は、①公知情報などの営業秘密として保護し得ない情報を一定の範囲で保護するという機能だけでなく、②営業秘密として保護し得る情報について、その保護を受けることができなかった場合に備えて、予備的に限定提供データとして保護する、いわばセーフティネットの機能も有していることが分かる。②の機能は、具体的には、訴訟の場面において、主的に営業秘密に係る不正競争行為を主張しつつ、予備的に限定提供データに係る不正競争行為を主張できるという形で働くこととなる²⁰。

営業秘密について、訴訟等において主たる争点となるのは秘密管理性であるところ、秘密管理性についての裁判所の判断基準が揺れ動いてきたこともあり²¹、どの程度の管理で秘密管理性を満たしているかについての予測可能性が高いとは言い難く、実際の秘密管理の現場では、管理部門の認識していないところで、秘密管理性が失われてしまうような運用が行われることもあり得ることから²²、ある情報について、営業秘密として保護が受けられるかについては、不確実であることも多い。そのため、営業秘密としての保護を受けられなかった場合のセーフティネットを設けておくことは、多くの事業者にとって有益であると考え。もちろん社外秘を徹底するような情報については、限定提供性の要件を満たすことは困難であることから、限定提供データ保護制度を用いることはできない。しかし、営業秘密の中には、秘密保持契

約(NDA)を締結した上で特定の相手方に提供されるものも多く存在し、そのような第三者への提供を行う又はその予定がある情報については、限定提供データ保護制度を用いることはできよう。

4. 限定提供データと営業秘密の管理方法

上記3. で述べた営業秘密のセーフティネットとして限定提供データを用いることも視野に入れた場合に、両者をどのような方法で管理すればよいか問題となる。

結論から言えば、営業秘密と限定提供データについては、同じ管理方法を採用するのが望ましいであろう²³。理由としては、①既に述べたとおり、当初は営業秘密として管理をしていたデータについて、状況の変化を受けて、外部に提供するという場合も想定され、そもそも管理を始める当初の段階で、あるデータが最終的に営業秘密となるか限定提供データとなるか分からないこともあること、②営業秘密と限定提供データを分別して管理することは、管理の手間を増大させること、③限定提供データに係る電磁的管理性要件を充足するレベルの管理(例えば、ID・パスワードによるアクセス制限など)を行うためのコストは通常そこまで大きくないと考えられること、④上記2. で述べた本稿の立場からすれば、限定提供データを営業秘密と同レベルで管理したとしてもデメリットはないことなどがある。

具体的な管理方法に当たって留意すべき点としては、まず、対象となる全ての情報について電磁的管理を行うことである。紙など電子データ以外の形態で存在している情報は、営業秘密にはなり得るが、電磁的管理性要件を満たさないため、限定提供データにはなり得ない。従来営業秘密として紙などで管理されていた情報については、限定提供データにも当たり得るように電子データにして電磁的管理を行うことが望ましい。

次に、対象となる全ての情報について秘密管理を行うことである。営業秘密について機密性表示やマル秘表示を行っているのであれば、限定提供データについても行うべきである。データを提供する契約においても、受領者に対して当該データについて秘密情報として管理する義務を課すべき

であろう²⁴。営業秘密と同じレベルの管理を多くのデータに適用することが困難であるような場合には、営業秘密としての保護を期待しない情報を上手く分別し、そのような情報については、電磁的管理性要件を満たすレベルの管理をするということになるだろう。

また、このような管理方法を採用する以上、秘密管理規程や秘密保持誓約書について、限定提供データ用の規程や書面を別に設けるのではなく、既存の秘密管理規程や秘密保持誓約書の内容を限定提供データの要件を充足し得る内容に修正する方法が望ましいと考える。

- ¹ 三村小松山縣法律事務所・前文化庁著作権課著作権調査官。本稿は筆者の個人的見解であり、過去所属した組織、現在所属する組織の見解ではない。
- ² 本稿で言及する指針は平成31年1月23日付けのものである。指針は次のURLに掲載されている。<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>(参照:令和2年3月19日)
- ³ 経済産業省知的財産政策室「不正競争防止法平成30年改正の概要」パテント71巻9号(2018年)66頁
- ⁴ 前掲経済産業省知的財産政策室68頁
- ⁵ 指針9頁
- ⁶ 田村善之「限定提供データの不正利用行為に対する規制の新設について-平成30年不正競争防止法改正の検討」『年報知的財産法2018-2019』(日本評論社、2018年)34頁
- ⁷ 蘆立順美「データ集積物の法的保護-不正競争防止法における限定提供データの保護を中心として-」Law and Technology別冊知的財産紛争の最前線No.5(2019年)76頁、相良由里子「平成30年不正競争防止法改正によるビッグ・データの保護」Law and Technology別冊知的財産紛争の最前線No.4(2018年)103頁、山内貴博「平成30年改正不正競争防止法への実務的対応」ジュリスト1525号(2018年)25頁など
- ⁸ 前掲田村32~33頁も、限定提供データ保護制度は概ね行為に着目するアプローチを主眼としていると評価し、「客体の要件には後述するように相当蓄積性も入れられており、行為のみに着眼するアプローチを貫徹

しているわけではないが、規制行為が限定されている分、客体要件については、規制行為との結節点となる電磁的管理を除けば、過度に厳格に運用する必要はないように思われる。」としている。

⁹ 指針9頁

¹⁰ 経済産業省「営業秘密管理指針」(平成31年1月23日改訂版)16頁。なお、営業秘密では有用性要件の中で判断されている「公序良俗に反する内容の情報……など」については、限定提供データ保護制度との関係では、上記のとおり「技術上又は営業上の情報」の要件を充足せず、限定提供データに該当しないと考える。

¹¹ 営業秘密の有用性要件に関する裁判例の判断傾向については、TMI総合法律事務所編『Q&A営業秘密を巡る実務論点』(中央経済社、2016年)39~43頁参照。

¹² 奥邨弘司「人工知能に特有の知的成果物の営業秘密・限定提供データ該当性」法律時報91巻8号(2019年)28頁も、「単体の電子データ自体は、限定提供データ保護法制の保護対象から除外されている」としている。単体のデータが除かれることを正当化する根拠としては、保護範囲が広がりすぎることによる弊害の回避が考えられるが(前掲蘆立76頁)、行為規制アプローチを採用していることからすれば、その弊害は大きくはないように思われ、データ量を厳しく見る必要はないと考える。

¹³ この点に関し、田村善之=岡村久道「<対談>限定提供データ制度の導入の意義と考え方」NBL1140号13頁(田村発言)は、「一個の写真の画像データであっても、ピクセル数が十分に多く、手作業では集積が困難となる量に到達していれば本規制の保護の態様となると考えられます。」とするが、本稿の立場からは、写真の画像データについて、当該写真が単体のデータと把握される場合は、ピクセル数の多寡にかかわらず、限定提供データに当たらないこととなる。ピクセル単位や写真の一部が単体のデータと把握されるような場合には、写真は集合体として把握され、限定提供データに当たる余地があろう。

¹⁴ 指針13頁

¹⁵ 前掲田村35頁脚注27も同旨

¹⁶ 指針12~14頁。福岡真之介=松村英寿『データ取引の契約実務 書式と解説』(商事法務、2019年)75頁は、

データ提供型契約の解説の中で、「対象データについて『(営業)秘密として管理する』との文言を入れた場合には、裁判所は、限定提供データの要件を満たさないと判断する可能性が高まります。」としている。

¹⁷ 前掲田村35~36頁

¹⁸ 前掲奥邨29頁

¹⁹ この見解については、不正競争防止法2条6項が営業秘密を「秘密として管理されている……情報であって、公然と知られていないもの」(傍点は筆者による。)と定義しており、秘密管理性要件と非公知性要件とは別個独立した要件として規定されているように読める点との整合性は問題となり得る。

この点に関し、TRIPS協定39条2項は、以下のとおり、秘密管理性要件(c)の前提として、非公知性要件(a)を規定している。

「自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること。

(b) 秘密であることにより商業的価値があること。

(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること。」

前掲営業秘密管理指針においても、「法における営業秘密の保護規定は、加盟国間の最低限の保護水準を定めた……TRIPS協定……を担保する性格を持つものであり、法の解釈に当たっては、最低限の保護水準を示す同協定の存在に留意する必要がある」とされていることから(2頁)、法2条6項についても、TRIPS協定39条2項と同様に、秘密管理性要件の前提として、非公知性要件が存在しているとの解釈を採ることは可能であると考えられる。

²⁰ 前掲田村=岡村11頁(岡村発言)も、「両制度のどちらに該当するのが必ずしも明らかでない事案については、民事訴訟の実務的な対応方法として、営業秘密侵害を主位的に主張し、限定提供データ侵害を予備的

に主張するというパターンが登場する可能性も考えられる」と指摘している。

- ²¹ 秘密管理性に関する裁判例の判断基準の変遷については、田村善之「講演録：営業秘密の不正利用行為の規律に関する課題と展望」知的財産法政策学研究No. 47(2015年)41頁、同「営業秘密の秘密管理性要件に関する裁判例の変遷とその当否(その1)」知財管理64巻5号(2014年)5頁、同「営業秘密の秘密管理性要件に関する裁判例の変遷とその当否(その2)」知財管理64巻6号(2014年)787頁参照。
- ²² 厳格な秘密管理規程を設けると、このような事態を招きやすくようになるという一種のジレンマがある。現場の運用にどの程度負荷がかかるかも踏まえて、適切な秘密管理規程が策定されることが望ましい。
- ²³ 石川智也＝濱野敏彦＝津田麻紀子「限定提供データの創設を踏まえたデータ管理の実務対応(1)」Business Law Journal2019年8月号90頁も同様の結論を採っている。
- ²⁴ この点に関し、経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン－データ編－」(平成30年6月)では、モデル契約書案のデータの管理に関する規定の解説において、「なお、改正不正競争防止法の『限定提供データ』に該当するためには、当該データが秘密として管理されていないことが要件となるため、相手方データを『限定提供データ』として取り扱う場合には、第10条第1項において『甲および乙は、相手方データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管するものとする。』と記載し、第10条第4項において『当該第三者と秘密保持契約を締結する等して、』の部分を削除することが想定される。」との記載があったが(128頁)、改訂後の同「AI・データの利用に関する契約ガイドライン1.1版－データ編－」(令和元年12月)では、同記載は削除されている(132頁参照)。同ガイドラインの立場は、本稿とは異なり指針と同様の立場(客観的に秘密情報と同じレベルで管理されている場合には、限定提供データに当たらない)であると推測されるが、改訂の際に追記された「……契約上、データ受領者に対して提供データを秘密情報として管理する義務を課すことがあるが、そのような義務を課した場合であっても、客観的には秘密情報として管理されていると評価できないような場合があり、そのような場合であれば、『秘密

として管理』されているということにならず、『限定提供データ』として保護される可能性がある点には注意が必要である。」との記載を受けて、上記記載の削除が行われたものと考えられる(23頁)。

－おわり－